

令和5年第1回香南斎場組合議会定例会会議録

- 1、招集年月日 令和5年3月28日
- 2、招集の場所 香南斎場会議室
- 3、開 会 午前11時00分
- 4、出席議員 1番 別府 誠 2番 北岡 栄二
3番 平山 耕三 4番 浜田 憲雄
5番 西川 潔 7番 有光 収三
8番 小松 紀夫 9番 溝渕 孝
10番 宮崎 晃行
- 5、欠席議員 7番 依光 和枝
- 6、地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名
組合長 濱田 豪太 副組合長 法光院 晶一
会計管理者 原 敬子
- 7、職務のため議場に出席した者の職氏名
所長 宮田 稔久 副所長 宮崎 辰己
- 8、 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

組合長諸般の報告

(議案第1号) 香南斎場組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について

(議案第2号) 香南斎場組合職員の高齢者部分休業に関する条例について

(議案第3号) 香南斎場組合情報公開条例の全部改正について

(議案第4号) 香南斎場組合個人情報保護法施行条例について

(議案第5号) 香南斎場組合個人情報保護審査会条例について

香南斎場津波対策検討に係る経過報告について

(議案第6号) 令和4年度香南斎場組合一般会計補正予算(第2号)について

(議案第7号) 令和5年度香南斎場組合一般会計予算について

9、議事経過

宮崎議長 本日、令和5年第1回香南斎場組合議会、定例会が招集されました。

欠席議員は6番、依光議員1名です。

定足数に達しておりますので、只今より令和5年第1回香南斎場組合議会、定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、事前に送付いたしております日程表のと

おりです。

以下、日程に従いまして会議を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第31条の規定により3番、平山議員、4番、浜田議員をご指名致します。ご両名はご了承願います。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期は本日1日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。従いまして会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、組合長諸般の報告を行います。濱田組合長。

濱田組合長

本日、令和5年第1回香南斎場組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には年度末を控え、何かとご多用のところご出席を賜り、本会議が開会の運びとなりましたことを心よりお礼申し上げます。

さて、3ヶ年に渡って本邦に多大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症も、ようやく終息の気運が高まってまいりました。厚生労働省のガイドライン改定を受け、現在は当斎場も、コロナ死者に関する火葬受け入れを一般のご遺体と同様のものとして対応しております。年始以降は、職員・施設関係者ともに感染者は発生しておらず、また業務時間外の火葬対応も1月17日を最後に発生しておりません。令和5年5月8日を以て新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行される予定と報道されておりますが、当組合としましては、引き続き感染症対策の手綱を緩めることなく、良質な住民サービスの継続に努めてまいります。

次に、火葬炉の更新工事についてですが、予定どおり3月で全工程が完了し、7基すべてが最新の炉となりました。組合管内の住民の皆様におかれましては、2年間に渡る受け入れ枠の縮小営業にご協力いただき誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

次に、斎場施設の津波対策検討についてですが、去る1月31日に2回目の改築特別委員会が開催され、具体的な対策の方針が決定されました。詳しい内容はこの後、委員会より報告していただきます。方針の決定を受け、コンサルタントより津波対策案が示されましたので、これを元に令和5年度に設計業務を、令和6年度に本工事をそれぞれ予定しております。なお、当事業につきましては国の緊急防災・減災事業債を利用する方向で検討しており、交付税措置の受け方などについては現在事務局と各構成団体との間で具体的な方針を協議しているところでございます。

次に、令和5年度の香南斎場所長の人事についてですが、現在の宮田所長が令和5年3月末をもちまして退職となります。後任といたしましては、香南市職員が出向し就任する運びとなり、これに伴いまして、フルタイムの正職員が所長となることで人件費が増加することとなります。詳細はこの後の5年度当初予算案の議題にてご説明申し上げます。議員の皆様には何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

本日提出いたしました議案は、

- ・香南斎場組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- ・香南斎場組合職員の高齢者部分休業に関する条例について
- ・香南斎場組合情報公開条例の全部改正について
- ・香南斎場組合個人情報保護法施行条例について
- ・香南斎場組合個人情報保護審査会条例について
- ・令和4年度香南斎場組合一般会計補正予算（第2号）について
- ・令和5年度香南斎場組合一般会計予算について

以上の7件でございます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。簡単ではございますが、諸般の報告とさせていただきます。

宮崎議長

組合長諸般の報告が終わりました。

日程第4、議案第1号「香南斎場組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」を議題と致します。

執行部の説明を求めます。宮崎 副所長。

宮崎副所長

それでは、議案書 1 ページをお願いします。

議案第 1 号、香南斎場組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例について。

香南斎場組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日提出。香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

香南斎場組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例。

香南斎場組合職員の再任用に関する条例（平成 26 年条例第 1 号）は、廃止する。

廃止理由は下に記載のとおりですが、「香南市職員の定年等に関する条例」の改正が行われ定年が段階的に 65 歳へと引き上げられることとなり、結果、香南市は「香南市職員の再任用に関する条例（平成 18 年条例 30 号）」を廃止することとなりました。当組合の再任用並びに定年等に関しては、香南市に準拠している為、「香南市職員の再任用に関する条例（平成 18 年条例 30 号）」の廃止と同様に、「香南斎場組合職員の再任用に関する条例」を廃止するものです。

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（各議員、挙手）

挙手 「全員」であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5、議案第 2 号「香南斎場組合職員の高齢者部分休業に

関する条例について」を議題と致します。
執行部の説明を求めます。宮崎 副所長。

宮崎副所長

議案書 2 ページをお願いします。

議案第 2 号、香南斎場組合職員の高齢者部分休業に関する条例について。

香南斎場組合職員の高齢者部分休業に関する条例を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日提出。香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

香南市場組合職員の高齢者部分休業に関する条例ですが、
第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 3
の規定に基づく職員の高齢者部分休業に関し必要な事項については、「香南市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年香南市条例第 34 号）」の例によるものとする。

附則、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この条例の制定は、香南市が令和 4 年 12 月議会で「香南市職員の高齢者部分休業に関する条例」が制定されたことに倣い、当組合も香南市に準拠する形で条例整備を行うものです。

実際の運用は 55 歳以上の職員が高齢に基づく諸事情への対応等の事由により 30 分を単位に休みを取得でき、勤務しない時間の給与は支給しないものです。

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 2 号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（各議員、挙手）

挙手 「全員」であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり承認されました。

日程第 6、議案第 3 号「香南斎場組合情報公開条例の全部改正について」から日程第 8、議案第 5 号「香南斎場組合個人情報保護審査会条例について」までの 3 議案につきましては、令和 5 年度個人情報保護制度改正に係る条例の制定・改廃事案となりますので、一括議題として審議したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。それでは執行部の説明を求めます。
宮崎 副所長。

宮崎副所長

それでは令和 5 年度個人情報保護制度の改正に係る 3 案を説明させていただきます。

議案書 3 ページをお願いします。

議案第 3 号、香南斎場組合情報公開条例の全部改正について。
香南斎場組合情報公開条例を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日提出。香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

香南斎場組合情報公開条例。香南斎場組合情報公開条例（平成 28 年条例第 1 号）の全部を改正する。

この条例ですが、作りは当組合の他の条例と同じく香南市に準拠する作りで、実際の運用は、第 3 条の「この条例で定めるもののほかについては、別段の定めがある場合を除き、香南市情報公開条例（平成 18 年香南市条例第 8 号）及び香南市情報公開条例施行規則（平成 18 年香南市規則第 11 号）の例による。」としております。

附則、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

つづいて、議案書 4 ページをお願いします。

議案第 4 号、香南斎場組合個人情報保護法施行条例について。
香南斎場組合個人情報保護法施行条例を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日提出。香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

この香南斎場組合個人情報保護法施行条例の作りも、香南市に準拠する作りで、実際の運用においては、第 3 条の「この条例で定めるもののほかについては、別段の定めがある場合を除き、香南市個人情報保護法施行条例（令和 4 年香南市条例第 28 号）、香南市個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則（令和 5 年香南市規則第__号）、香南市個人情報保護法施行細則（令和 5

年香南市規則第__号)の例による。」としております。 附則の第1条で施工期日を、第2条で香南斎場組合個人情報保護条例の廃止を、第3条で経過措置を、第4条で違反行為の処罰を記載しております。

つづいて、議案書7ページをお願いします。

議案第5号、香南斎場組合個人情報保護審査会条例について。

香南斎場組合個人情報保護審査会条例を提出する。

令和5年3月28日提出。香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

この審査会条例ですが、第1条の設置にありますとおり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため審査会を置く必要から今回整備するものです。第2条に「実施機関」を定義し、第3条に所掌事務の内容を、第4条に委員の人数、任期等を、第5条に審査会の調査権限を、第6条に委任を、そして附則で、施行期日と経過措置を記載しております。

以上で説明を終わります。

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号「香南斎場組合情報公開条例の全部改正について」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手 「全員」であります。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号「香南斎場組合個人情報保護法施行条例について」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手 「全員」であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

議案第5号「香南斎場組合個人情報保護審査会条例について」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手 「全員」であります。

よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

日程第9、「香南斎場津波対策検討に係る経過報告について」を議題と致します。

本議題は、斎場改築特別委員会に審議が付託されております。斎場改築特別委員会の北岡委員長より報告を行っていただきます。北岡委員長。

北岡委員長

それでは、斎場改築特別委員会の報告を行います。

まず最初に、令和4年度第2回斎場改築特別委員会議事録を、執行部の方から組合議員の皆様へ、議事録と当日の資料を分かりやすく配布していただいておりますので、まず確認をお願いしたいと思います。

それでは、斎場改築特別委員会の報告を行います。

令和5年1月31日に行われました「香南斎場津波対策」に係る第2回斎場改築特別委員会の審議内容につきまして、ご報告申し上げます。

まず、当委員会が招集された経緯でございますが、南海トラフ地震発生時に想定する津波被害規模等の基準やそれに基づく防備方法の選択などといった、防災・減災対策における方向性の決定について、当委員会に審議を付託されました。具体的には、非常用電源設備、予備燃料タンク、配電盤室の水密化の3点に対する地震・津波対策方針をどうするかについての審議です。

令和4年11月24日に開催されました第1回委員会におきまして、コンサルタントより3つの案が提示されました。うちの1案は選択肢から除外しましたが、次の2案について、どちらを選ぶのが難航しました。

【2案】設備の高さはL2津波（最大浸水位 5.2m）を基準に、設備の強度は1案より落とすものの、設置する位置を火葬棟の北側など津波を直接受けない場所にする。

【3案】設備の高さは施設の2階（配電盤室と同等の 3.5m）を基準に、設備の強度ならびに設置位置は2案と同様とする。

審議のネックとなったのは、①津波被災後、どういった手順で復旧するのかが不明瞭であること、②対策における具体的なコストがはっきりとしないことの2点です。

当委員会としましては、事務局およびコンサルに対し、津波被災からの火葬炉復旧の考え方、また各案に係るコストの概算を提示するよう求め、第1回委員会を閉じました。

以上を踏まえまして、第2回委員会は令和5年1月31日に開催されました。

1. 津波被災からの火葬炉復旧の考え方

復旧スケジュールはお手元に配布している委員会資料の7から8ページのとおりです。これは、東日本大震災の事例を踏まえて火葬炉メーカーである富士建設工業が想定する復旧工程を、第一コンサルタントがヒアリングしまとめたものです。

なお、富士建設工業は本社が新潟に所在することから、四国には火葬炉復旧に要する資材があまりないと思われ、今後は高知県内にある下請け業者に必要資材をある程度預託する方向が見込まれるようです。

2. 事前対策のコストと事業効果

委員会資料の12から18ページがコンサルタントからの提案内容ですが、まず第1回委員会時に明示されていなかった各案に係る大まかなコストが16ページに掲載されております。また、架台の設置場所についての提案が12ページ、非常用発電機および燃料タンクを具体的にどのように配備するかの提案が14ページとなります。

16ページに記されているように、コンサルタントは第2案を推奨しております。第3案より5%程度コストがかかるものの、対津波機能を向上し事業効果とコストのバランスに優れているというのが、その理由です。

また、14ページの配置案については、非常用発電機とその燃料タンクは架台の上に、火葬炉予備燃料タンクは地下に埋設するプラン2を、コンサルタントは高く評価しております。

本設計は令和5年度、工事は令和6年度をそれぞれ予定して

おり、約1億2,100万円の工事費については、緊急防災減災事業債を利用することでその内の70%が交付税として還ってくる見通しとのことです。

これらの事務局からの報告に対し、委員会からは、

- (1) 可能な限り富士建設工業と協定を締結することで、スケジュール履行の担保を取っておく必要がある。
- (2) スケジュールどおりに火葬炉が復旧しても、動力となる燃料の確保や商用電力の復旧が実現しないと火葬場を運営できないので、対策内容を四国電力や香南市の復旧計画などと連動させていく必要がある。

などの意見を出ささせていただきました。

(1)につきましては、富士建設工業が業務継続計画を策定してから協定を結ぶという方向で話を進めているとのことです。(2)につきましては、事務局への今後の課題となります。

結論として、委員会としましては、主要設備の津波対策の方針については16ページの第2案を、非常用電源設備ならびに火葬炉燃料予備タンクの配置については14ページのプラン②で、それぞれ計画を進めることと了承いたしました。

以上で、斎場改築特別委員会の審議の経過につきまして、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

なにか質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから採決を行います。

非常用電源設備ならびに火葬炉燃料予備タンクに対する津波対策につきましては、斎場改築特別委員会の報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手 「全員」であります。

よって、本件は承認されました。

日程第10、議案第6号「令和4年度香南斎場組合一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。宮田所長。

宮田所長

議案第6号、「令和4年度香南斎場組合一般会計補正予算（第2号）について」。

令和4年度香南斎場組合一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年3月28日提出、香南斎場組合、組合長 濱田豪太。
予算書を1枚お開けください。

令和4年度香南斎場組合一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度香南斎場組合一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ419万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,688万2千円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月28日提出、香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

補正の説明は、歳入歳出予算事項別明細書で行いますので、5ページをお願いします。

「歳入」の2款1項1目1節の「火葬手数料」の586万5千円の増額は、2月末実績による件数増加に伴う増額です。通常は年間1500件台ですが、本年度は1800件を上回る状況です。2節の和室清掃料及び2款2項1目1節「通夜式場使用料」、3節「霊安室使用料」、4節「和室使用料」は2月末実績により増額計上となっています。

6ページをお願いします。

5款1項1目1節は、残骨灰混合物売却収入270万4千円の増額計上です。これは、残骨灰1トン当たり28万円の見積をしていましたが、入札の結果1トン当たり63万8千円となり、これの増額分計上を行っています。

7ページの6款1項1目2節「施設等整備基金繰入金」1,333万6千円減額は、火葬手数料収入増額、残骨灰収入増額、歳出の委託料入札減等に伴い、基金の減額計上となりました。

8ページをお願いします。

歳出。

2款1項1目3節の「職員手当等」191万2千円減額は、退職手当組合の負担金率が正職は19%から10%、会計年度任用職員は19%から9%に変更になった為の減額です。8節「旅費」35万6千円減額は、残骨灰売却に係る現地調査が新型コロナの影響で、実施出来なかった為の減額です。12節「委託料」、17節「備品購入費」は、それぞれ空調機保守料、備品のAED（自動体外式除細動器）の入札減によるものです。2目10節「需用費」21万2千円増額は、灯油代、電気料の値上げにより増額計上しました。12節「委託料」187万8千円減額は、入札減の実績による減額です。

以上で、令和4年度 香南斎場組合一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（各議員、挙手）

挙手 「全員」であります。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号「令和5年度香南斎場組合一般会計予算について」を議題と致します。

執行部の説明を求めます。宮田所長。

宮田所長

議案第7号「令和5年度香南斎場組合一般会計予算について」。令和5年度香南斎場組合一般会計予算を別冊のとおり提出す

る。令和5年3月28日提出、香南斎場組合組合長 濱田豪太。

令和5年度香南斎場組合一般会計予算書を1枚お開けください。

令和5年度 香南斎場組合一般会計予算。

令和5年度香南斎場組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,576万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月28日提出。香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

続きまして、第1表 歳入歳出予算の説明を行います。説明は、歳入歳出予算事項別明細書で行います。

5ページをお願いします。

歳入。

1款1項1目の「組合市町村負担金」は、前年度より3,500万円増額の9,800万円を計上しています。3,500万円増額の要因は、歳出で出てきますが、人件費約400万円増額、和室待合室改修工事関連で約2,800万円増額、灯油電気の光熱費価格上昇により480万円増加等によります。

6ページをお願いします。

2款1項1目の手数料は、前年度の実績見込みにより、前年度当初予算比較で263万6千円増額の3,746万6千円を計上しています。1節の「火葬手数料」は、前年度比較で110件増の1610件、320万円増額の3,620万円の計上。2節の「和室清掃料」は、和室待合室改修工事により利用できなくなる期間があるため、56万4千円減額の、126万6千円を計上しています。

2款2項1目の使用料は、前年度の実績見込み及び和室松相

室改修工事による和室使用料減額見込により、前年度当初予算比較で1万1千円増額の328万円を計上しています。

7ページをお願いします。

3款1項1目の「利子および配当金」は前年度比較で15万円減額の11万円を計上しています。金利は0.06%で変わりはないものの、施設等整備基金の元金が、火葬炉更新工事の支払いにより3億9,585万円が5年度は元金1億4,356万円となったことが主な要因です。2目1節「財産貸付収入」は、前年度と同額で「電柱敷地料」1万8千円を計上しています。

9ページをお願いします。

5款1項1目1節「雑入」残骨灰混合物売却収入は業者見積平均額の240万円を計上しています。

10ページをお願いします。

6款1項1目2節「施設等整備基金繰入金」は、和室待合室改修工事及び工事管理委託料に充当する特定財源として、448万5千円を計上いたしました。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。

11ページをお願いします。

1款の「議会費」は、前年度と同じ22万3千円を計上しています。

12ページをお願いします。

2款1項1目「一般管理費」は前年度当初予算比較で2,858万円増額の9,459万3千円を計上しています。2節「給料」、3節「職員手当」、4節「共済費」等合わせて人件費が、任期付職員1名減により382万1千円減額、退職手当組合負担金率の変更により203万9千円減額。14ページの12節「委託料」は4年度に有りました和室待合室設計委託料151万5千円減額等が有りますが、14節「工事請負費」和室待合室改修工事2,570万7千円皆増。17節「備品購入費」284万4千円は和室待合室改修工事に伴うテーブル・椅子の備品購入として202万5千円、事務所のコピー機81万8千円を増額計上。15ページの18節「負担金、補助金及び交付金」の派遣職員負担金を794万円増額で計上しています。

2款1項2目「火葬場費」は前年度当初予算比較で1億6,725万5千円減額の4,999万5千円を計上しています。10節「需用費」の中、光熱費の値上げにより灯油代242万円増額の1,089万円の計上、電気料238万6千円増額の1,11

2万2千円の計上。12節「委託料」建築設計業務委託料1,177万円は自家発電機・燃料予備タンク等の設計で増額(皆増)となっていますが、4年度予算にあった津波対策検討委託業務299万2千円減額(皆減)、火葬炉更新工事監理業務235万円減額(皆減)、4年度予算の14節「工事費」火葬炉更新工事1億7,871万1千円が減額(皆減)となっています。

なお、この予算書におきまして、17ページからは給与費明細書、24ページには地方債に関する調書、25ページに斎場組合の(令和5年度香南斎場組合構成市村別)負担金一覧表を記載しております。

以上で、令和5年度香南斎場組合一般会計予算の説明を終わります。

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

小松議員

和室待合室の改修工事のタイムスケジュール的なものがあると、分かっていると思いますけれども、それをお伺いしたいと思います。

宮田所長

今のところ出されているのが、4ヶ月ほどかかるという予定になっております。なにぶん、待合室のロビーを通して工事をする関係で、友引のお客様のいない日が月に5日ぐらいありますが、その日がメインの工事で、(お客様の)いる日がなかなか大きな工事ができないということで、4ヶ月の予定となっております。

小松議員

入札の予定日とか、工事の開始予定日とかはどうでしょう。

宮田所長

今のところ入札の方は、5月の下旬か6月の中旬あたりには開始したいと計画しております。

宮崎議長

他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手 「全員」であります。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回香南斎場組合議会（定例会）を閉会致します

(閉会 午前11時46分)